

(公印省略)  
観第 221-4 号  
令和 7 年 4 月 10 日

公益社団法人

日本山岳・スポーツクライミング協会長 様

群馬県産業経済部戦略セールス局  
観光リトリート推進課長 青木 学  
(群馬県谷川岳登山指導センター長)

### 群馬県谷川岳遭難防止条例に基づく登山届提出のオンライン化について

群馬県谷川岳遭難防止条例では、遭難事故を未然に防止するため、3月1日から11月30日までの期間に谷川岳危険地区に登山する場合、谷川岳登山指導センターに登山届等の提出を義務づけています。

今回、登山届の提出方法について、従来の書面による提出に加え、オンラインによる提出も可能となります。

下記につきまして、関係各位への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 提出方法

##### 【変更前】

登山する日の10日前までに、谷川岳登山指導センターに「登山届」を書面で提出

##### 【変更後】

従来の方法に加え、オンライン（アプリ・WEBサイト「Compass（コンパス）」）で提出

※山岳団体の会員が提出する「登山計画書」の提出方法は従来どおり書面による提出となります。

※谷川岳危険地区以外の一般登山コースに登山する場合は、事前に「登山カード」等を書面又はオンラインで群馬県警察等に提出してください。

#### 2 システム運用開始日

令和7年4月15日

担当	インバウンド・誘客促進係 小林
TEL	027-226-3381
FAX	027-223-1197
E-mail	kobayashi-s@pref.gunma.lg.jp